

第3章 「草の根・人間の安全保障無償資金協力」スキームの政策的枠組み

本章では、「人間の安全保障」の視点が「草の根・人間の安全保障無償資金協力」スキームの政策的枠組みにいかんにか反映されているかとの観点から、スキームの政策的枠組みと日本の上位計画との整合性を検証した。

3-1 「人間の安全保障」理念の強化がスキームに反映されるまでの経緯

3-1-1 「人間の安全保障」の理念

「人間の安全保障」とは、人間の生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、人々の豊かな可能性を実現するために、人間中心の視点を重視する取り組みを統合し強化しようとする考え方である。具体的には、紛争、テロ、犯罪、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、環境破壊、飢餓・災害等の「恐怖」や、貧困、基本的社会サービスの欠如等の「欠乏」といった脅威から個人を保護（プロテクション）し、また脅威に対処するために人々が自らのために選択・行動する能力を強化（エンパワーメント）することである。

「人間の安全保障」の理念は、国家がその国境と国民を守るという伝統的な「国家の安全保障」の理念のみでは人々を直接に脅かす問題を克服することは難しく、それに加えて人間の視点から多様な問題の相互関係をとらえてそうした問題に包括的に対応する必要があるとの認識から生まれた理念である。相互に複雑に結びついた多様な脅威から個人を守るためには、国家の安全と反映を基盤としつつ、各国政府、国際機関、市民社会という3つの主体による協力を必要とする。

3-1-2 「人間の安全保障」に対する世界的潮流

「人間の安全保障」という概念は、国連開発計画（UNDP）の「1994年版人間開発報告書」において初めて公に取り上げられた。報告書においては、人間の安全保障を、飢餓・疾病・抑圧等の恒常的な脅威からの安全の確保と、日常の生活から突然断絶されることからの保護の2点を含む包括的な概念であるとし、21世紀を目前に開発を進めるにあたり、個々人の生命と尊厳を重視する視点が提示された。その後2000年9月の国連ミレニアム総会において、アナン国連事務総長が「恐怖からの自由、欠乏からの自由」とのキーワードを使って、人々を襲う地球規模の様々な課題にいかんに対処すべきかを論じたことを受け、同総会で演説した森総理（当時）は、日本が「人間の安全保障」を外交の柱に据えることを宣言し、人間の安全保障のための国際委員会を発足させて「人間の安全保障」の考えを更に深めていくことを呼びかけるとともに、国連に「人間の安全保障基金」（The UN Trust Fund for Human Security）への追加拠出を発表した。

その後、2001年のアナン国連事務総長訪日の際に、人間の安全保障委員会¹⁷の創設が発表された。人間の安全保障委員会が2003年5月にアナン国連事務総長に提出した「人間の安全保障委員会報告書」（“Human Security Now”）¹⁸は、国家の安全保障を中心とする従来の理論的枠組みを補完するものとして、安全保障の焦点を国家から人々に拡大する必要があること、人々の安全を確保するには包括的かつ統合された取り組みをする必要があることを述べている。報告書は、「人間の安全保障」を「人間にとってかけがえのない中核部分を守りすべての人の自由と可能性を実現すること」とであると定義し、その実現のために生存・生活・尊厳を確保するために人々の保護（プロテクション）と能力強化（エンパ

¹⁷ 共同議長として緒方貞子国連難民高等弁務官（当時）とアマルティア・セン・ケンブリッジ大学トリニティ・カレッジ学長（当時）が就任。同委員会は、ブラヒミ・アフガニスタン問題担当国連事務総長特別代表、ジンワラ南アフリカ下院議長、サザランド元 GATT・WTO 事務総長、スリン前タイ外相など12名の有識者から構成される。

¹⁸ <http://www.humansecurity-chs.org>

エンパワメント)の戦略が必要であるとしている。報告書が提示した「国際社会が取り組むための10の提言」には、暴力を伴う紛争下にある人々を保護すること、武器の拡散から人々を保護すること、移動する人々の安全確保を進めること、普遍的な最低生活水準を実現するための努力を行うこと、基礎保健医療の完全普及実現により高い優先度を与えること、基礎教育の完全普及によりすべての人々の能力を強化すること等が含まれている。これらの提言を後押しすることおよび「人間の安全保障基金」の運用について国連事務総長に助言するために2003年9月には人間の安全保障諮問委員会が創設された。

こうした動きを背景に、2003年には国際舞台の様々な場において「人間の安全保障」の理念が多く取り入れられた。6月のG8エビアン・サミット議長総括、10月のアフリカ開発会議(TICAD)10周年宣言および第11回アジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議首脳宣言、12月の日・ASEAN東京宣言において「人間の安全保障」の理念に基づいて各国が協力し、開発・環境・国際犯罪等、地球的規模の諸問題の解決に向けて努力することが合意された。

さらに、2004年9月には国連事務局人道問題調整部内に「人間の安全保障ユニット」(OCHA Human Security Unit)が設立された。本ユニットは、人間の安全保障諮問委員会による「人間の安全保障」の普及・促進活動と、「人間の安全保障基金」のマネジメントを通じて人間の安全保障の概念が確実な活動として反映されるよう国連における中心的な役割を担っている。このように、国際社会は「人間の安全保障」実現に向けた取り組みを加速させている。

3-1-3 日本による「人間の安全保障」理念の普及と実践

「人間の安全保障」を日本外交の中に明確に位置づけたのは1998年12月、ハノイにおける「アジアの明るい未来の創造に向けて」と題する小淵総理(当時)による政策演説であった。続いて2000年9月の国連ミレニアムサミットにおける森総理(当時)演説の中で、「人間の安全保障」を日本外交の柱の一つと位置づけることが表明された。こうした流れを受け、2003年8月に約10年ぶりに改定されたODA大綱では、「人間の安全保障」の視点は、ODA政策立案段階から実施にいたるまでのあらゆる段階において日本が重視する考え方として基本方針の1つに位置づけられている。新ODA大綱は、「人間の安全保障」の視点について、「紛争・災害や感染症など、人間に対する直接的な脅威に対処するためには、グローバルな視点や地域・国レベルの視点とともに、個々の人間に着眼した人間の安全保障の視点で考えることが重要である。このため、我が国は、人づくりを通じた地域社会の能力強化に向けたODAを実施する。また、紛争時より復興・開発にいたるあらゆる段階において、尊厳のある人生を可能ならしめるよう、個人の保護と能力強化のための協力を行う」¹⁹と明言しており、前述の「人間の安全保障報告書(2003年5月)」において強調されている「人間一人ひとりの保護と能力強化(エンパワメント)の必要性」が反映された形となっている。さらに、2005年2月に発表された新ODA中期政策においては、「人間の安全保障」実現に向けた具体的な援助アプローチが提示されている。

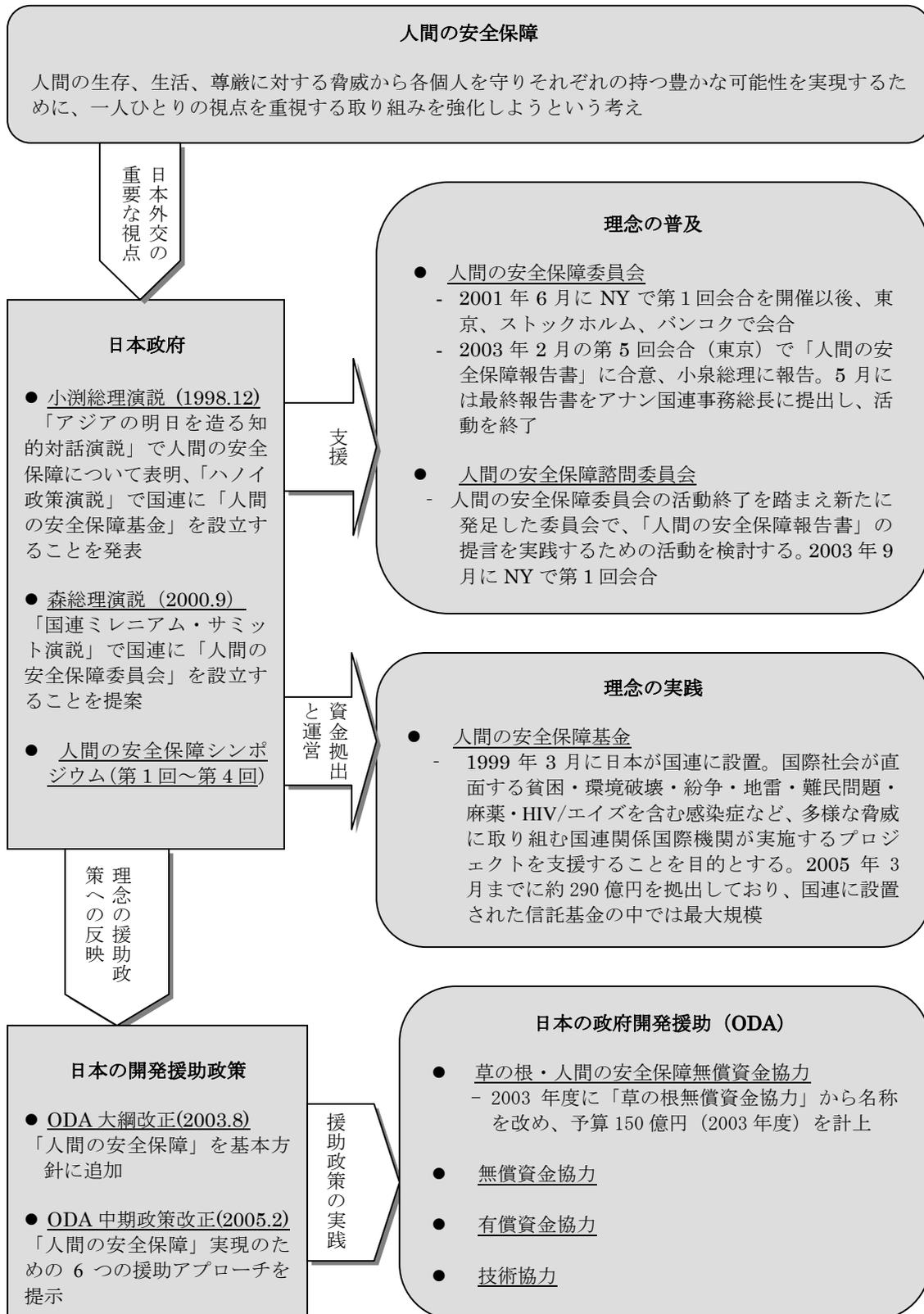
実際の現場において「人間の安全保障」を実現するため、日本は前述した「人間の安全保障基金」に対し2005年3月までに約290億円を拠出している。また、これまでの草の根無償資金協力に「人間の安全保障」の考え方をより強く反映させるため、2003年には「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称し、2003年度予算として過去最高の150億円を計上している。「人間の安全保障基金」と「草の根・人間の安全保障無償資金協力」は、日本が「人間の安全保障」を推進するための重要なツールであり、両者は相互補完的な関係にある²⁰。つまり、「人間の安全保障基金」を通じた支援を国連機関との密接な連携のもとで実施するとともに、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」によって、主にNGO

¹⁹ 政府開発援助大綱(2003年8月)

²⁰ ODA白書(2003年度版)

や地方公共団体を通じてより機動的な支援を実施している。次項、図 3-1 に日本による「人間の安全保障」実現に向けた取り組みを示す。

図 3-1 日本による「人間の安全保障」実現への取り組み



3-2 スキームの方針と日本の上位計画との整合性

3-2-1 ODA 大綱の主な改正点

2003年に改定された ODA 大綱（以下、新 ODA 大綱）は、その目的に「我が国の安全と反映の確保」を明記し、基本方針に「人間の安全保障」を追加、さらに、重点課題はミレニアム開発目標を踏まえて旧 ODA 大綱の重点項目を整理するとともに「平和の構築」が追加された。新旧 ODA 大綱枠組みは図 3-2 の通り。

図 3-2 新旧 ODA 大綱の概要

旧 ODA 大綱	新 ODA 大綱
<p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> - 人道的見地、国際社会の相互依存関係、環境の保全、平和国家としての使命 - 自助努力を基本とした健全な経済発展の実現 	<p>目的</p> <ul style="list-style-type: none"> - 国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と反映の確保に資する。
<p>重点事項</p> <p>(1) 地域</p> <ul style="list-style-type: none"> - アジアに重点。他地域にも国力に相応しい協力 <p>(2) 項目</p> <ul style="list-style-type: none"> - 基礎生活分野（BHN）中心の支援 - 人作り及び研究協力等の努力 - インフラストラクチャー整備 - 地球的規模の問題への取り組み - 構造調整等 	<p>基本方針</p> <p>(1) 開発途上国の自助努力支援 人作り、法・制度構築や経済社会基盤の整備に協力するため、開発途上国の自主性を尊重しその開発戦略を重視</p> <p>(2) 「人間の安全保障」の視点 人作りを通じた地域社会の能力強化、紛争時から復興・開発に至るあらゆる段階における個人の保護と能力強化</p> <p>(3) 公平性の確保 社会的弱者の状況、開発途上国内における貧富の格差および地域格差に配慮。特に女性の地位向上への取り組み</p> <p>(4) 我が国の経験と知見の活用 日本の経済社会の発展や経済協力の経験を開発途上国の開発に役立てるとともに、日本が有する優れた技術、知見、人材および制度を活用する。また、日本の重要な施策との連携を図り、政策全般との整合性を確保</p> <p>(5) 国際社会における協調と連携 国連諸機関、国際開発金融機関、他援助機関、NGO、民間企業等との連携を推進</p>
<p>政府開発援助の効果的実施のための方策</p> <ul style="list-style-type: none"> - 女性・社会的弱者等への配慮、我が国の持つ技術、ノウハウ等の活用、各種援助機関との連携・協調、政策対話の推進等 	<p>重点課題</p> <p>(1) 貧困削減 教育、保健医療、福祉、水・衛生、農業等の分野における協力を重視。人間開発・社会開発とともに経済開発を支援</p> <p>(2) 持続的成長 経済社会基盤の整備、政策立案、制度整備や人作りへの協力を重視。</p> <p>(3) 地球規模の問題への取り組み 環境問題、感染症、人口、エネルギー、災害、テロ、麻薬、国際組織犯罪等の地球的規模の問題への取組</p> <p>(4) 平和の構築 紛争予防、紛争下の緊急人道支援、紛争後の終結を促進するための支援から、紛争終結後の平和の定着や国造りの支援</p>
	<p>重点地域</p> <ul style="list-style-type: none"> - アジアを重点地域とする。 - その他の地域についても、大綱の目的・基本方針および重点課題を踏まえて、各地域の援助需要、発展状況に留意しつつ重点化を図る。

3-2-2 新 ODA 大綱とスキームの方針との整合性

表 3-1 に示す通り、本スキームのガイドラインに照らし合わせると、新 ODA 大綱の基本方針と重点課題はスキームの方針に十分に反映されている。

表 3-1 新 ODA 大綱の基本方針・重点課題とスキームの方針

新 ODA 大綱		スキームの方針への反映
基本方針	(1) 開発途上国の自助努力支援	本スキームは、開発における現地住民の自発的、自立的活動を支援するためのものである。自助努力支援の観点から、被供与団体が恒常的に負担すべき経費の支援は行わず、特定のプロジェクトに直接必要な経費のみが支援される。
	(2) 「人間の安全保障」の視点	2003 年度以降、基礎生活分野（BHN）に資する分野および人間の安全保障の観点から特に重要な分野を優先的に支援することが基本方針とされている ²¹ 。供与限度額も人間の安全保障の考え方がより強く反映された案件には 5,000 万円以上最大 1 億円の供与が可能となった。
	(3) 公平性の確保	支援対象分野として、草の根レベルに対する裨益効果が高い分野、小規模な支援によって特に高い援助効果を発揮する分野と並んで、人道上機動的な支援が必要な分野に積極的な支援を行うとされている。支援の対象品目リストには、社会的弱者支援や貧富の格差の解消、女性の地位向上と関連する「貧困層対策・福祉事業」、「職業訓練・技術指導」、「所得創出のための小規模工業」の他、地域格差解消と関連する「地域開発」、「上・下水道衛生施設」が含まれている。
	(4) 我が国の経験と知賢の活用	実施レベルでは近年、本スキームと日本の他援助スキームとの連携型援助が増加傾向にあるが ²² 、特にスキームの方針として一般化はされていない。
	(5) 国際社会における協調と連携	スキームの対象となる被供与団体は、開発途上国において草の根レベルの社会開発プロジェクトを実施している NGO や地方公共団体等である。国際機関への供与は例外的に認められる。実施レベルでは他援助機関との協力案件は近年増加傾向にある ²³ 。特にスキームの方針としては一般化されていない。
重点課題	(1) 貧困削減	新 ODA 大綱において協力を重視する分野として挙げられている「教育、保健医療、福祉、水・衛生、農業分野」は、本スキームの対象分野として「教育研究」、「医療保健」、「民生環境」、「農林水産」として反映されている。
	(2) 持続的成長	新 ODA 大綱で挙げられている「経済社会基盤の整備」は、既存のスキームの対象分野のうち「農林水産」、「地域開発」として反映されており、「人づくりへの協力」は「教育研究」、「民生環境」として反映されている。
	(3) 地球規模の問題への取り組み	新 ODA 大綱で挙げられている地球規模の問題のうち、「感染症」と「災害」分野における草の根無償案件は、スキームの現行の分類では「その他」とされている。一方、支援の対象品目には「難民対策」、「環境対策」、「小規模災害対策」が含まれている。
	(4) 平和の構築	「人間の安全保障」および「平和構築（平和の定着及び国造り）」の観点から特に有益と思われる案件について積極的に支援することが、2003 年度以降の方針に新たに付け加えられた。

²¹ 「人間の安全保障の観点から特に重要な分野」は 2003 年度のスキームのガイドラインにおいて追加された。

²² 草の根無償資金協力評価調査報告書（平成 13 年 10 月、グローバルリンクマネジメント(株)）

²³ 同上

3-3 「人間の安全保障」実現に向けた援助アプローチのスキームへの反映

旧 ODA 大綱のもとで 2000 年 11 月に策定された「政府開発援助に関する中期政策(ODA 中期政策)」から 5 年後の 2005 年 2 月に改訂された新 ODA 中期政策は、新 ODA 大綱のうち、日本政府の考え方や取り組み等を国の内外に対してより具体的に示すべき項目を中心としたものである。新 ODA 中期政策では、新 ODA 大綱の基本方針の 1 つである「人間の安全保障」実現に向けた援助アプローチと 4 つの重点課題についてのアプローチ及び具体的取り組みが示されている。

表 3-2 「人間の安全保障」実現にむけた援助アプローチ (概要)

<p>(1) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 住民のニーズの的確な把握 ● ODA の政策立案、案件形成、案件実施、モニタリング・評価に至る過程での住民を含む関係者との対話 ● 援助関係者や他の援助国、NGO 等との調整 <p>(2) 地域社会を強化する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域社会に対する支援や住民参加型支援 ● 地域社会の絆を強め、ガバナンス改善を通じて地域社会の機能を強化 <p>(3) 人々の能力強化を重視する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基礎社会サービスの提供と職業訓練等の生計能力向上のための支援、制度・政策の整備 <p>(4) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 開発援助と人道的援助の両方を視野に入れ包括的に対処 <p>(5) 文化の多様性を重視する援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 人々が文化的背景のために差別されることなく、文化の多様性が尊重される社会の形成を支援 <p>(6) 様々な専門的知識を活用した分野横断的な援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 問題の原因や構造を分析し、必要に応じて様々な分野の専門的知見を活用し分野横断的な支援を実施

上記 6 つのアプローチのうち、特に(1)～(4)のアプローチはスキームの方針に反映されている。「人間の安全保障」実施に向けた援助アプローチがスキームの方針にいかん反映されているかを表 3-3 に示す。

表 3-3 「人間の安全保障」実現に向けた援助アプローチのスキームの方針への反映

「人間の安全保障」実現に向けた援助アプローチ	スキームの方針への反映
(1) 人々を中心に据え、人々に確実に届く援助	<p>本スキームは、草の根レベルに直接裨益するプロジェクトに対して無償資金協力を行うものであり、資金供与の対象は地域に根ざした活動を実施している NGO や地方公共団体等を主とする。スキームのガイドラインでは、草の根レベルに直接裨益することが案件選定の基準とされており、「草の根の人々に対する裨益効果があいまいなプロジェクトについては原則として支援されない」と明記されている。また、プロジェクトの選定基準としてプロジェクトの目的が適切であることに加えて、「プロジェクトの各段階において裨益住民の参加が確保される等の工夫があることが望ましい」として、住民参加型支援について言及されている。</p>
(2) 地域社会を強化する援助	

(3) 人々の能力強化を重視する援助	「基礎社会サービスの提供」と「職業訓練等の生計能力向上のための支援」は、本スキームが優先的に支援するとされる基礎生活分野（BHN）に資する分野（「保健医療分野」、「教育研究分野」、「民生環境分野」）である。これら3つの分野は実績としても多数を占めている ²⁴ 。
(4) 脅威にさらされている人々への裨益を重視する援助	外務省無償資金協力課は2003年4月に発表した「草の根・人間の安全保障無償—人間の安全保障分野における支援の強化—」の中で、「迅速な実施が求められる緊急の支援にも対処していく」との考えを表明した。「人間の安全保障」の強化が反映された分野例として、(1) コミュニティの能力向上のための基礎教育支援、(2) 紛争後の難民・避難民帰還支援、(3) 紛争後の難民・避難民への母子保健支援、(4) 地雷除去活動支援、(5) HIV/エイズ等感染症対策支援、を挙げ、こうした分野における複数の支援活動を一つの地域で総合的に行っていくプロジェクトを積極的に支援する ²⁵ との方針が表明された。しかし、こうした方針は一般化されておらず、発掘・形成は地域のニーズと被供与団体の実施能力とを考慮して行われる。

3-4 スキームの政策的枠組みに関する評価

スキームの政策的枠組みについて以下の4点に要約できる。

- ① スキームの方針と日本の上位計画は整合性がある。特に、新 ODA 大綱の基本方針の1つとして新たに追加された「人間の安全保障」の視点はスキームの政策的な枠組みに十分に反映されている。
- ② 本章冒頭で紹介した「人間の安全保障」の概念に従えば、当該スキームは、「草の根・人間の安全保障無償資金協力」と改称される以前にも、「人間の安全保障」の理念を反映していたとすることができる。何故ならば、①当該スキームは創設当時から「草の根レベルに直接裨益する」プロジェクトを支援することを基本理念としていた、また ②改称以前からその支援の基本方針であり、かつ実績の多くを占めていた基礎生活分野（BHN）に資する分野は、「人間の安全保障」のうち、「貧困、基本的社会サービスの欠如等の“欠如”といった脅威からの個人の保護と脅威に対応するための能力強化に相当する分野である、ためである。
- ③ 従って2003年4月に外務省無償資金協力課によって発表された「草の根・人間の安全保障無償 - 人間の安全保障分野における支援の強化 - 」の中で表明されている通り、現在の「人間の安全保障無償資金協力」スキームは、開発途上国の現地住民に直接裨益するきめ細かな援助として高い評価を得ていたそれまでの「草の根無償資金協力」に「人間の安全保障」の理念をより強く反映させたものである。同発表の中では、「人間の安全保障」の理念をより強く反映させた分野として、平和の定着に資する分野や迅速な実施が求められる緊急支援が挙げられているが、こうした分野は、「人間の安全保障」のうち、「紛争、テロ、人権侵害、難民の発生、感染症の蔓延、災害等の“恐怖”からの個人の保護と脅威に対応するための能力強化に相当する分野であり、従来の「草の根無償資金協力」スキームのもとでは強調されてはいなかったものである。現在のスキームのガイドラインには、「人間の安全保

²⁴ ODA 白書 2003 年版

²⁵ 無償資金協力課へのインタビュー（2005年11月4日）ここで挙げられた分野における複数の支援活動を1つの地域で総合的に行っていくプロジェクト（Added Value Project）とは、地域やコミュニティの開発・支援を目的として実施される複数の分野にまたがる裨益効果の高い案件を意味する、例えば、地域巡回医療やコミュニティセンターの整備等がこれに相当する。

障」および「平和構築（平和の定着及び国造り）」の観点から特に有益と思われる案件を積極的に支援すると記されている。

- ④ このように、「人間の安全保障」の理念がより強く反映された案件がスキームの対象とされたことによって、スキームの目的の一つである「多様なニーズへの対応」がより可能となったと言える。

3-5 スキームの目標体系図

以上の点を踏まえて、ODA 評価ガイドライン（外務省）に基づき、「人間の安全保障」の理念がより強く反映された「草の根・人間の安全保障無償資金協力」スキームの目標体系図（P3、図-1-1）を作成した。目標体系図の作成にあたっては、「人間の安全保障無償資金協力」スキームに関する既存資料および過去 3 年間に実施された案件を参考とした。作成にあたっての留意点を以下に説明する。

<スキームの目的>

開発途上国における草の根レベルの多様なニーズを柔軟かつ迅速に満たし、経済開発と人間の安全保障を実現するための支援を行う。

スキームの目的については、外務省が在外公館向けに作成した「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン、一般向けに作成されインターネットで公表されている「草の根・人間の安全保障無償資金協力」パンフレットおよび ODA 白書を参照した。

「草の根・人間の安全保障無償資金協力ガイドライン」にはスキームの目的に該当する項目は特別に設けられていない。冒頭の「概要」には以下の 3 点が記述されている。

- ① 途上国における経済社会開発を目的とし、草の根レベルに直接裨益する、現地における具体的かつ比較的小規模なプロジェクトに対して無償資金協力を行うものである。
- ② 開発途上国の経済社会開発、民生の安定、福祉の向上などに寄与することを目的として実施されているわが国経済協力の一環で（中略）、草の根レベルに直接裨益する形のきめ細かい援助を実施することを目的とする。
- ③ わが国に対する信頼感を醸成する「顔の見える援助」であり、かつ機動的な対応が可能な「足の速い援助」とであるという特徴を生かし、外交手段として活用されるものである。

さらに、「選定方針」にはスキームが支援するプロジェクトとして、①経済社会開発を目的としていること、②草の根レベルに直接裨益すること、③予算規模や期間、目標など内容が具体的であること、④比較的小規模であること、⑤「人間の安全保障」および「平和構築（平和の定着及び国造り）」の観点から有益であること、が挙げられている。

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」パンフレットにおいては、①NGO、病院、小学校などの非営利団体が開発プロジェクトを実施できるよう支援するための無償資金を供与していること、②草の根・人間の安全保障無償資金協力は日本の ODA にとって、草の根レベルでの福祉に直接影響を及ぼす新しい協力的手段であること、の 2 点が「目的」として記述されている。

<課題別目標および分野>

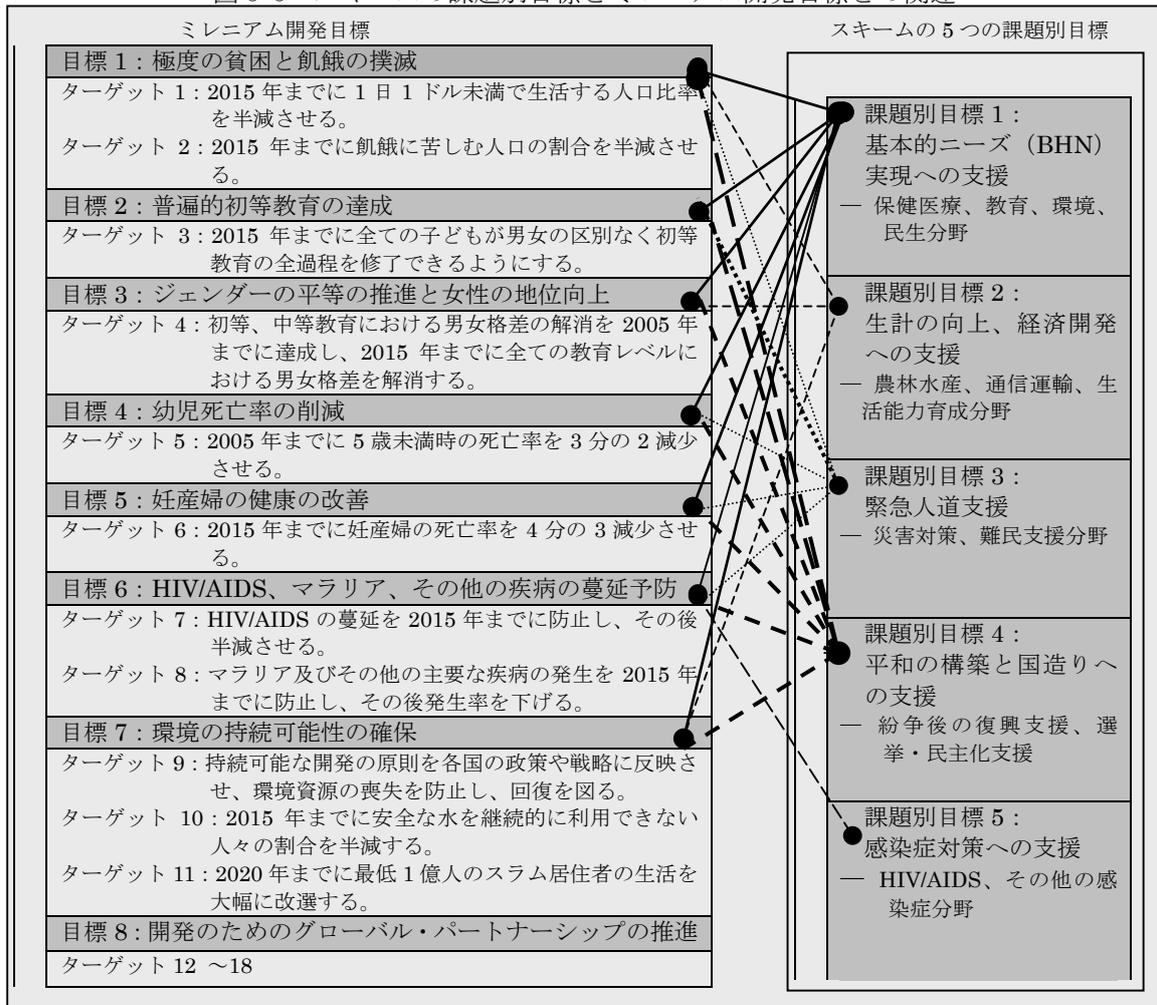
課題別目標	分野
1 基本的な生活ニーズ（BHN）実現への支援	保健医療、教育、環境、民生
2 生計の向上・経済開発への支援	農林水産、通信運輸、生計能力の育成
3 緊急人道支援	災害・飢餓対策、難民支援
4 平和の定着と国造りへの支援	紛争後の復興支援、選挙・民主化支援
5 感染症対策への支援	HIV/エイズ、その他の感染症

「課題別目標」の設定にあたっては、本章冒頭で紹介した「人間の安全保障」の概念の2つのカテゴリーを考慮した。課題別目標1と2は「欠乏」から人々を保護し能力強化を支援することに相当し、従来から優先的に支援されてきたものであり、多くの実施案件が課題別1あるいは2のもとに分類される。課題別目標1と2のもとに設定した分野は、課題別目標2のもとでの「生計能力育成分野」を除いては、従来型草の根無償で採用されていた分野に沿ったものとした。ただし、従来「教育・研究」とされていたものは、「教育」とし、「民生・環境」とされていたものは、「民生」と「環境」に分けた。

一方、課題別目標3、4、5は「恐怖から人々を保護し能力強化を支援すること」に相当するもので、2003年度以降の実施案件の特徴とされるものである。過去3年間の実施案件のうち、課題別目標3、4、5のもとに分類されるべき案件は、現在の外務省による分類においては「その他」とされている。よって、目標体系図の作成にあたっては、「その他」に分類されているすべての案件を見直し、しかるべき分野を新たに設定した。

なお、「人間の安全保障」の定義に沿って設定された5つの課題別目標とミレニアム開発目標(MDGs)とは関連している。特に、従来から本スキームが優先分野としてきた基礎生活分野(BHN)に資する分野が属する課題別目標1との関連性が高いことが図3-3で明らかである。

図3-3 スキームの課題別目標とミレニアム開発目標との関連



第4章「草の根・人間の安全保障無償資金協力の実績動向」に関する調査を初めとする本評価調査は、2002年度～2004年度に実施された案件全般の実績を本スキームの目標体系図に照らし合わせて行った。なお、本評価業務においては便宜上、課題別目標1と2を「従来の草の根無償型 / 開発型」、課題別目標3、4、5を「人道支援型」として区別している。